

# 地方自治体の財源確保としての 地方税滞納対策

愛知県総務局財務部税務課

## 1. はじめに

- 税金の役割
- 愛知県の財政の現状
- 税金の種類

## 2. 県税事務所の仕事

- 愛知県の組織
- 県税事務所の仕事（課税・管理部門）
- 県税事務所の仕事（徴収部門）

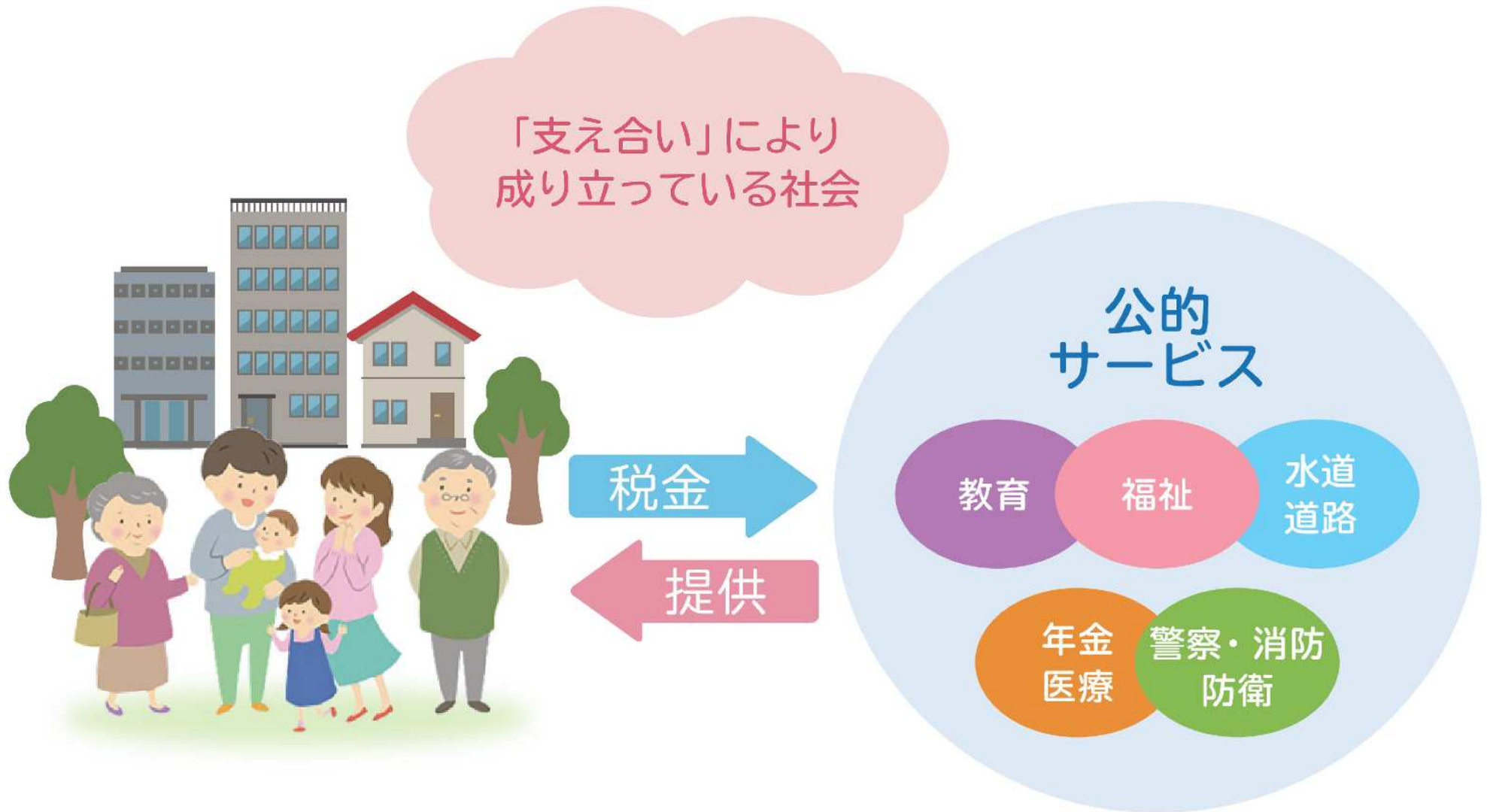
## 3. 滞納対策

- 税務行政の運営の考え方
- 滞納対策
- I C T を活用した取組み

- ◆税金の役割
- ◆愛知県の財政の現状
- ◆税金の種類

# 税金の役割

～「税」は社会の会費～



## ■ 財源調達

税は、「**公的サービス**」の**財源を調達**する最も基本的な手段であり、税制の最も直接的かつ重要な役割です。

## ■ 所得再分配

所得税や相続税には、**経済力のある人により大きな負担を求め**る**累進性**があり、社会保障給付等の歳出とあいまって、**所得や資産の再分配**を図る役割を果たしています。

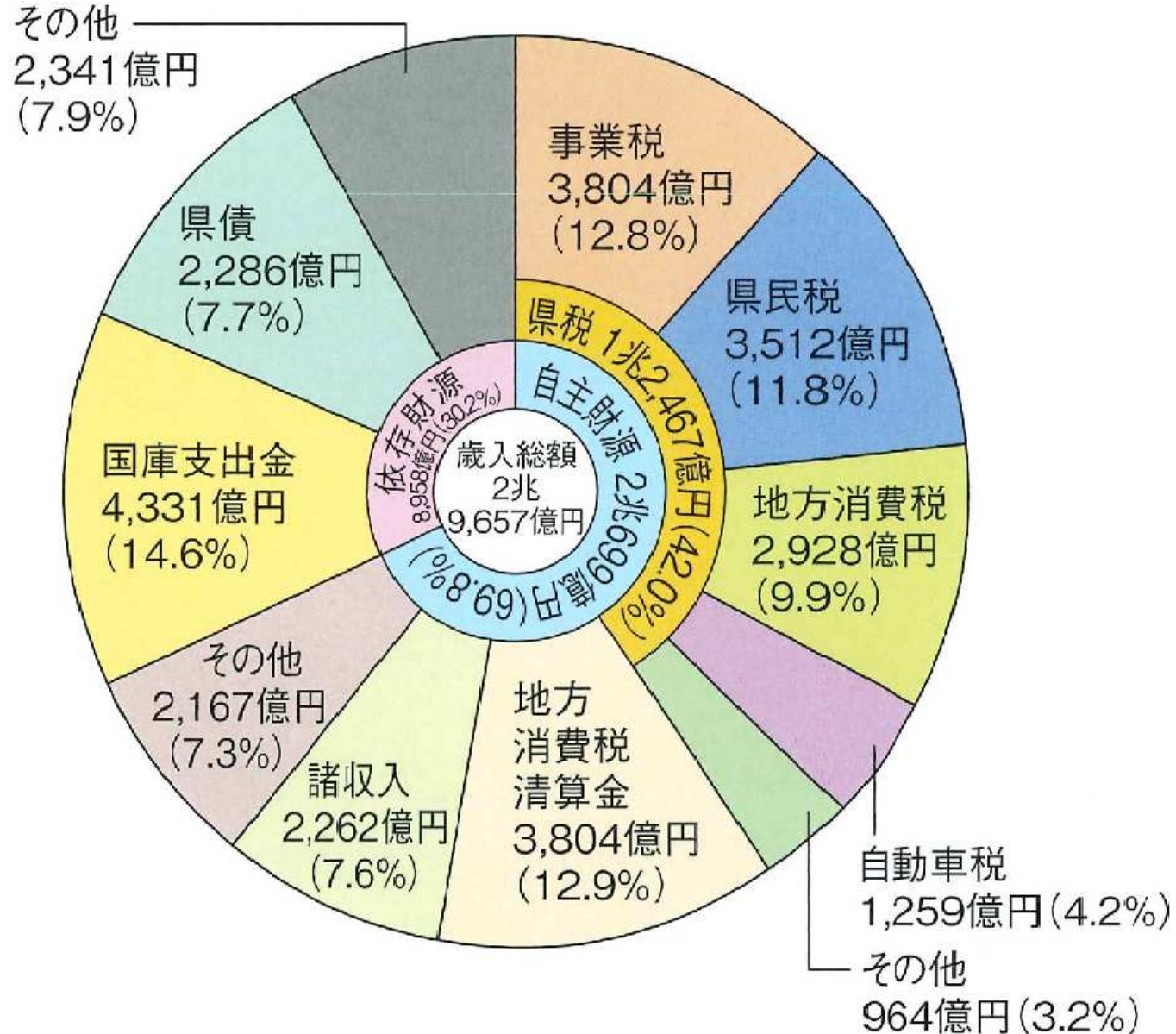
## ■ 経済安定化

税は、好況期には**増収を通じて総需要を抑制**する方向に作用し、不況期には**減収を通じて総需要を刺激**する方向に作用することで、自動的に**景気変動を小さくし経済を安定化**させます。

# 愛知県の財政の現状

## ～歳入（令和5年度予算）～

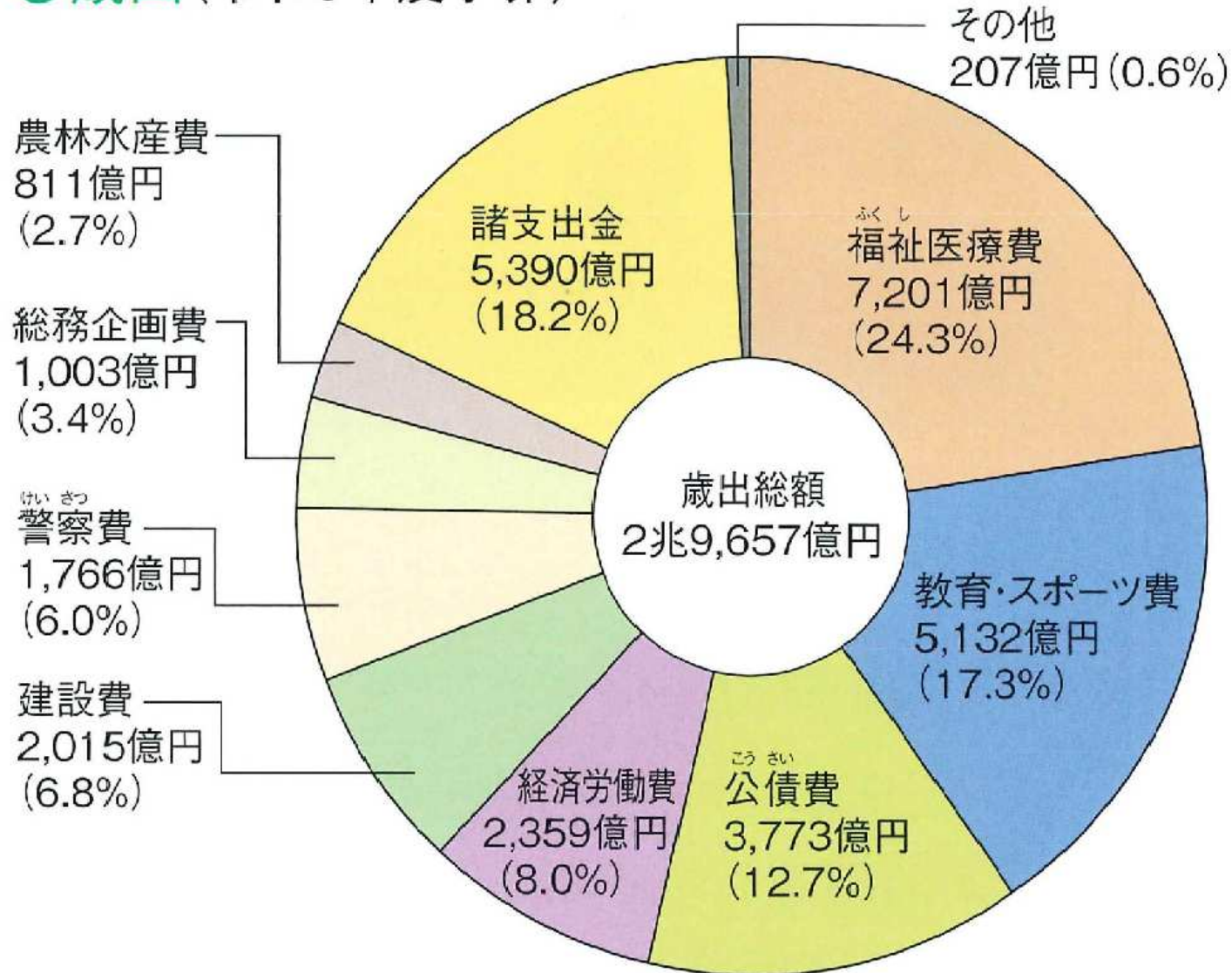
### さい にゅう ●歳入（令和5年度予算）



# 愛知県の財政の現状

～歳出（令和5年度予算）～

## ● 歳出（令和5年度予算）



# 愛知県の財政の現状

## ～県民一人あたりの愛知県の歳出～

県民一人あたりの愛知県の歳出 さいしゅつ **約393,900円**



### ふくし 福祉医療費

高齢者や障害者などの方々への支援や施設整備のほか、県民の健康保全や推進のために使われます。

県民一人あたり  
**約95,700円**



### 教育・スポーツ費

公立学校の運営、県立学校の整備・運営、私立学校への援助、スポーツの普及などのために使われます。

県民一人あたり  
**約68,200円**



### こうさい 公債費

県債を返したり、利子を支払ったりするために使われます。

県民一人あたり  
**約50,100円**



### 経済労働費

商工業の振興や観光振興などのために使われます。

県民一人あたり  
**約31,300円**



### 建設費

道路、港湾、下水道、住宅、公園の整備に使われます。

県民一人あたり  
**約26,800円**



### けいざつ 警察費

個人の生命や財産を守ったり、交通事故の防止などのために使われます。

県民一人あたり  
**約23,500円**

(2022年1月1日現在 住民基本台帳人口7,528,519人)



# 税金の種類

～税金の納め方による分類（直接税）～

直接税の種類（主なもの）

（令和5年4月現在）

## 国税

所得税

個人の1年間の利益(所得)にかかります。

復興特別所得税

東日本大震災からの復興に必要な財源の確保のため、2013年から2037年までの25年間、所得税額の2.1%を納めます。

法人税

会社や協同組合などの法人の利益(所得)にかかります。

相続税

亡くなった人から財産を相続したときなどにかかります。

贈与税

個人から財産をもらったときにかかります。

## 県税

県民税

個人の住所又は居所、法人の事務所・事業所などがある都道府県に対して納めます。

事業税

個人、法人が事業を営んでいる場合、利益(所得)にかかります。

自動車税(種別割)

自動車(軽自動車等を除く)を所有しているときにかかります。

不動産取得税

土地や建物を取得したときにかかります。



## 地方税

### 市町村民税

市町村民税

個人の住所又は居所、法人の事務所・事業所などがある市町村に対して納めます。

固定資産税

土地や家屋、事業に使う機械などを所有しているときにかかります。

軽自動車税(種別割)

軽自動車や原動機付自転車などを所有しているときにかかります。

# 税金の種類

～税金の納め方による分類（間接税）～

間接税の種類（主なもの）

（令和5年4月現在）

## 国税

消費税

商品を買ったときや、サービスの提供を受けたときに、地方消費税と合わせてかかります（消費税7.8%+地方消費税2.2%=10%）。

酒税

清酒、ビール、ウイスキーなどを製造場から出荷したときにかかります。

揮発油税

自動車のガソリンなどを製造場から出荷したときにかかります（1ℓあたり揮発油税48.6円+地方揮発油税5.2円）。

たばこ税

たばこを製造場から出荷したときにかかります。たばこ税とたばこ特別税があります。

関税

輸入品を国内に持ち込んだときにかかります。

印紙税

各種の契約書、領収書などのような、<sup>けいざい</sup>経済取引を行ったときに作成される文書にかかります。

## 地方税

### 県税

地方消費税

商品を買ったときや、サービスの提供を受けたときに、消費税と合わせてかかります（消費税7.8%+地方消費税2.2%=10%）。

県たばこ税

たばこの製造者などが、小売販売業者に売り渡したときに、たばこの本数に応じてかかります。

ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用したときにかかります。

軽油引取税

軽油を元売業者・特約業者から引き取ったときなどに、その数量に応じてかかります。

### 市町村税

市町村たばこ税

たばこの製造者などが、小売販売業者に売り渡したときに、たばこの本数に応じてかかります。

入湯税

温泉（<sup>こゝせん</sup>鉱泉浴場）に入浴したときにかかります。

# 税金の役割

～所得税申告額を計算してみよう～

令和 〇 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書 FA2202

納税地 〒 個人番号 (住民票) 氏名 氏名 住所 氏名 住所 世帯主との続柄

収入金額等  
所得金額等  
所得から差し引かれる金額

第表 (令和四年分以下)

課税される所得金額 (30-50) 又は第1表上の欄に対する税額又は第3表の税	30	000
配当控除	31	
所得控除の税率	32	
課税される所得金額	33	
税率	34	
控除額	35	
課税される所得金額	36	
税率	37	
控除額	38	
課税される所得金額	39	
税率	40	
控除額	41	
災害減免額	42	
復興特別所得税額 (43-44)	43	
復興特別所得税額 (44-45)	44	
源泉徴収税額	45	
申告納税額 (第1表-第1表)	46	
第3期分の税額 (第1表-3)	47	00
第3期分の税額 (第1表-3)	48	00
第3期分の税額 (第1表-3)	49	00
第3期分の税額 (第1表-3)	50	00
第3期分の税額 (第1表-3)	51	00
第3期分の税額 (第1表-3)	52	00
第3期分の税額 (第1表-3)	53	00
第3期分の税額 (第1表-3)	54	00
第3期分の税額 (第1表-3)	55	00
第3期分の税額 (第1表-3)	56	00
第3期分の税額 (第1表-3)	57	00
第3期分の税額 (第1表-3)	58	00
第3期分の税額 (第1表-3)	59	00
第3期分の税額 (第1表-3)	60	00
第3期分の税額 (第1表-3)	61	00
第3期分の税額 (第1表-3)	62	00
第3期分の税額 (第1表-3)	63	00
第3期分の税額 (第1表-3)	64	00
第3期分の税額 (第1表-3)	65	00
第3期分の税額 (第1表-3)	66	00
第3期分の税額 (第1表-3)	67	00
第3期分の税額 (第1表-3)	68	00
第3期分の税額 (第1表-3)	69	00
第3期分の税額 (第1表-3)	70	00
第3期分の税額 (第1表-3)	71	00
第3期分の税額 (第1表-3)	72	00
第3期分の税額 (第1表-3)	73	00
第3期分の税額 (第1表-3)	74	00
第3期分の税額 (第1表-3)	75	00
第3期分の税額 (第1表-3)	76	00
第3期分の税額 (第1表-3)	77	00
第3期分の税額 (第1表-3)	78	00
第3期分の税額 (第1表-3)	79	00
第3期分の税額 (第1表-3)	80	00
第3期分の税額 (第1表-3)	81	00
第3期分の税額 (第1表-3)	82	00
第3期分の税額 (第1表-3)	83	00
第3期分の税額 (第1表-3)	84	00
第3期分の税額 (第1表-3)	85	00
第3期分の税額 (第1表-3)	86	00
第3期分の税額 (第1表-3)	87	00
第3期分の税額 (第1表-3)	88	00
第3期分の税額 (第1表-3)	89	00
第3期分の税額 (第1表-3)	90	00
第3期分の税額 (第1表-3)	91	00
第3期分の税額 (第1表-3)	92	00
第3期分の税額 (第1表-3)	93	00
第3期分の税額 (第1表-3)	94	00
第3期分の税額 (第1表-3)	95	00
第3期分の税額 (第1表-3)	96	00
第3期分の税額 (第1表-3)	97	00
第3期分の税額 (第1表-3)	98	00
第3期分の税額 (第1表-3)	99	00
第3期分の税額 (第1表-3)	100	00

1. ①給与収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)

4. ③所得金額⑫ - 所得から差し引かれる金額⑲

5. ③課税される所得金額③⑩ × 税率 - 控除額

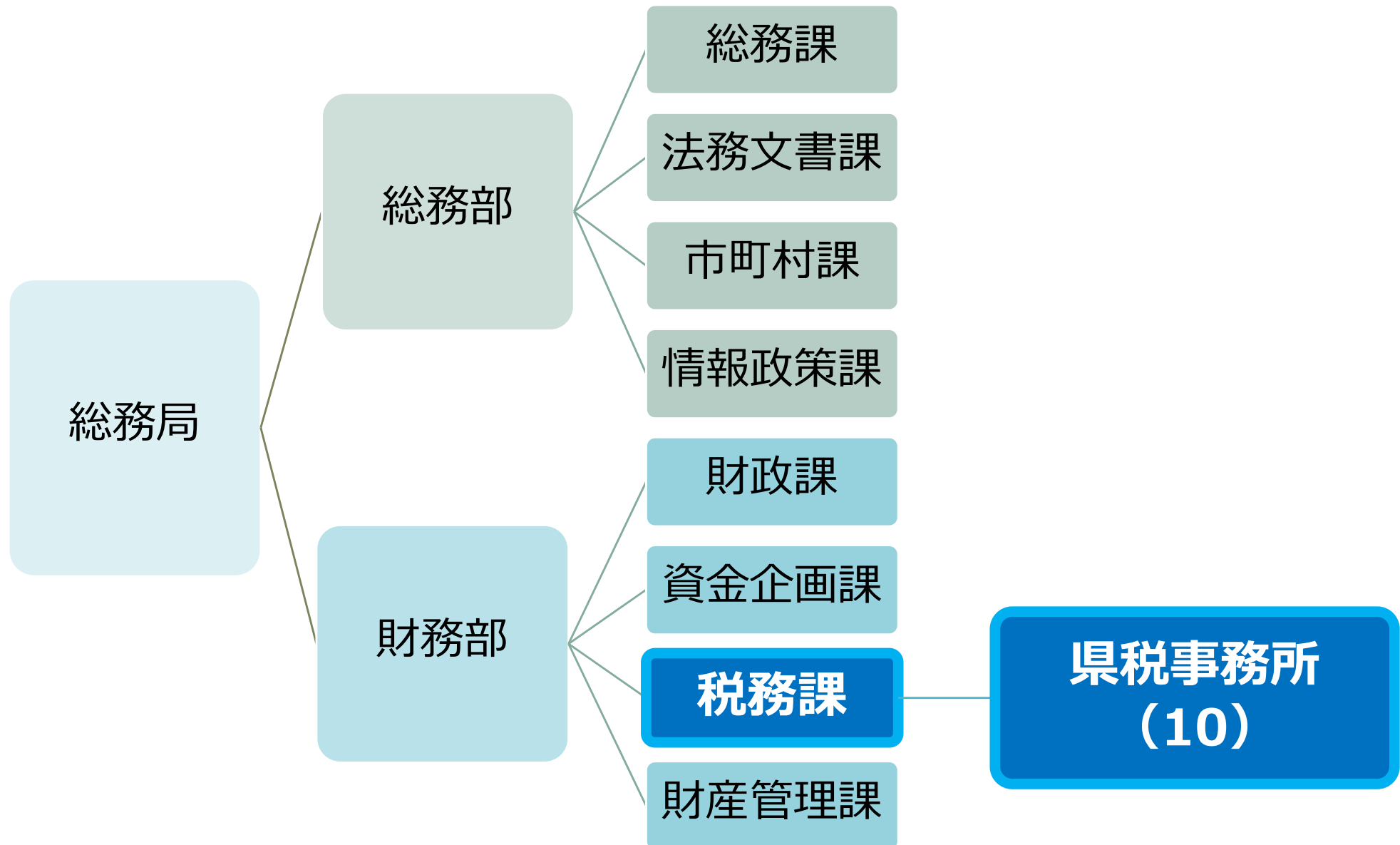
2. ⑥給与収入金額① - 給与所得控除額

3. ⑭基礎控除額

- ◆愛知県の組織
- ◆県税事務所の仕事（課税・管理部門）
- ◆県税事務所の仕事（徴収部門）

# 愛知県の組織

～愛知県の税務関連組織～



# 県税事務所の仕事

## ～地方団体の課税権～

### ○日本国憲法

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

### ○地方自治法

第223条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

### ○地方税法

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

### ○愛知県県税条例

第1条 県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定があるものの外、この条例の定めるところによる。

### ○愛知県県税規則

第1条 この規則は、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則、愛知県県税条例その他県税等の賦課徴収に関する法令の施行について必要な事項を定めるものとする。

# 県税事務所の仕事

～課税部門（申告納税方式）～

第六号様式(簡体字)

交付印

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日までの申告書

項目	課税標準	税率	課税額	税額
所得金額	0.00			0.00
所得割				0.00
法人税額				0.00
法人住民税額				0.00
法人県民税額				0.00
法人事業税額				0.00
法人軽油引取税額				0.00
合計課税額				0.00
法人税額				0.00
法人住民税額				0.00
法人県民税額				0.00
法人事業税額				0.00
法人軽油引取税額				0.00

申告相談・指導・受付

法人県民税・事業税、  
軽油引取税など

是認・更正

申告内容の審査・調査

申告相談・指導・受付

# 県税事務所の仕事

～課税部門（賦課課税方式）～

自動車税（種別割）、  
不動産取得税など

納税通知書  
の作成・送付

課税額の決定

納税義務、減免・課税免除等の調査

The image displays three tax-related documents from Aichi Prefecture:

- Document 1 (Left):** A receipt (領収済通知書) for a tax payment of 39,500 yen, dated May 31, 2023. It includes the taxpayer's name, address, and a QR code for verification.
- Document 2 (Middle):** A tax notice (自動車税種別割納税通知書兼領収証) for the same amount, detailing the tax rate and the due date.
- Document 3 (Right):** A tax certificate (自動車税種別割納税証明書) with a large red '5' indicating the tax amount, used for vehicle registration.



# 県税事務所の仕事

## ～管理部門～

●課税額の管理

●収入額・未納額などの管理

●過誤納金の還付

日付	摘要	調定	収入	収入未済
5月1日	納税通知書発付	100,000		
5月20日	領収済通知書		98,000	2,000
5月31日	還付		△ 3,000	5,000
月計		100,000	95,000	5,000

# 県税事務所の仕事

## ～徴収部門～

財産の差押⇒  
公売（換価）⇒配当

納税・換価猶予、  
滞納処分の停止

納税折衝  
財産調査

督促

### 差 押 通 告 書

令和4年12月21日

あなたが納付すべき自動車税種別割が、再三の納付催告にもかかわらず滞納となっています。納期限を相当期間過ぎており、これ以上猶予することができません。

同封の納付書で**令和4年12月31日(土)**までに必ず納税してください。

（納付場所は、納付書裏面に記載してあります。なお、愛知県の県税事務所での取扱いは12月28日（水）まで、金融機関窓口での取扱いは12月30日（金）までとなります。）

**納税されない場合は、差押えに着手します。**

差押対象となる財産（一例）

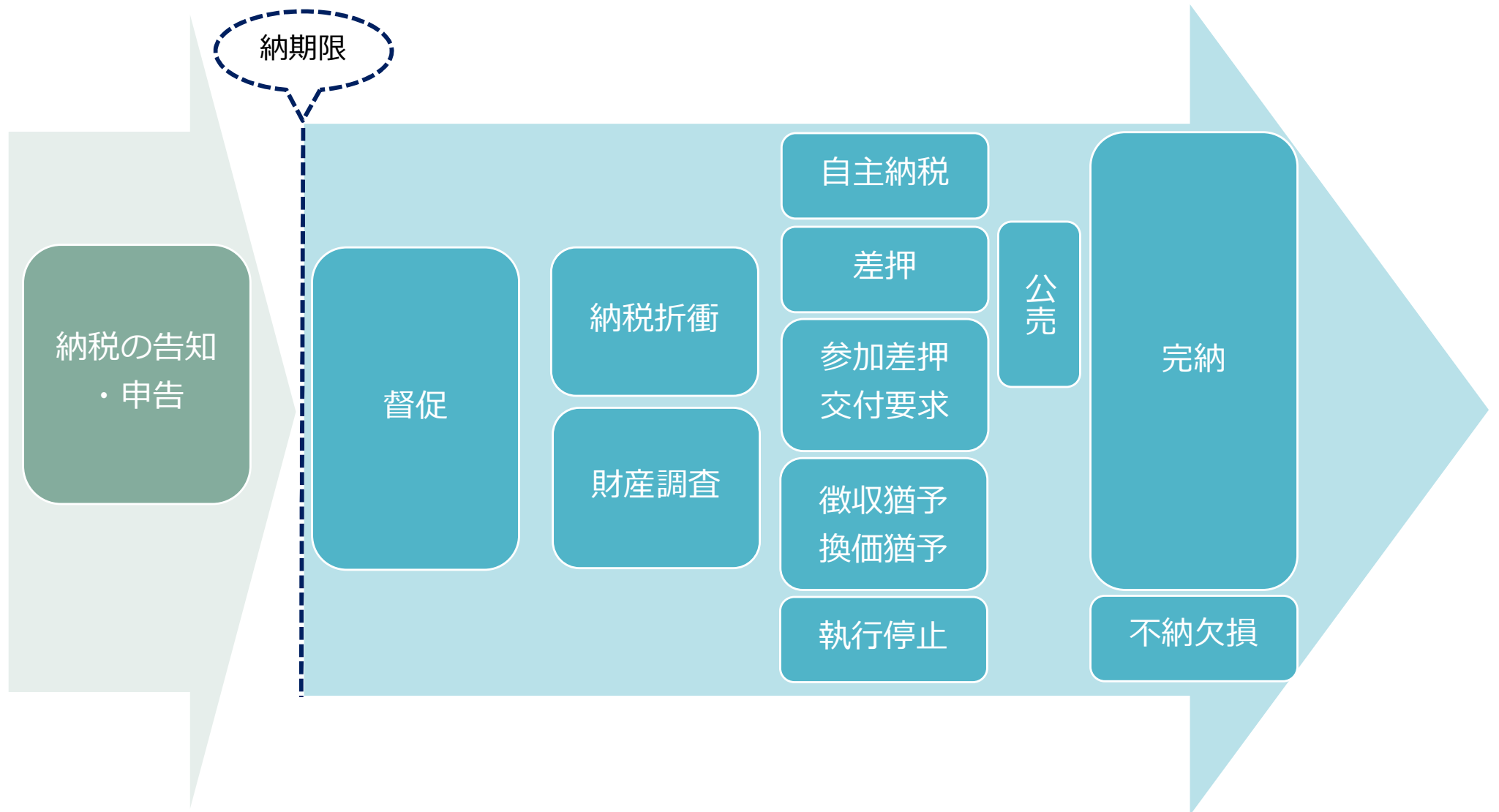
- 給与・賞与：勤務先に照会します。滞納分を給与等から取立てます。
- 売掛金：取引先に照会します。滞納分を売掛金から取立てます。
- 預貯金：金融機関の口座から取立てます。
- 生命保険：解約返戻金等の支払請求権を差押え、強制解約したうえ取立てます。
- 自動車、動産、不動産：公売します。

※ 既に納税されているときは、本書とあなたの納税とが行き違いになったものと思われるのでご容赦ください。今後は納期限までに納税してください。

県税事務所の連絡先は、納付書の領収証書片の下部に記載してあります。

# 県税事務所の仕事

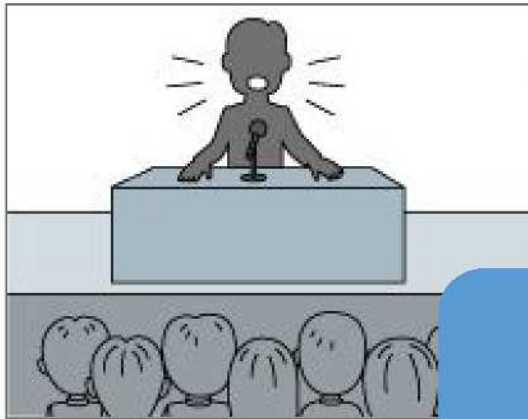
～徴収部門（滞納整理フロー）～



- ◆税務行政の運営の考え方
- ◆滞納対策
- ◆ICTを活用した取組み

# 税務行政の運営の考え方

～国税庁開庁時のGHQハロルド・モス氏の演説～



国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関  
昭和24年に大蔵省（現、財務省）の外局として設置

正直者には尊敬の的  
悪徳者には畏怖の的

適正に申告している納税者からは、  
国税庁に対する信頼を獲得

反対に、悪質な納税者に対しては、  
適正な調査を実施

ハロルド・モス氏から  
贈られたスローガン

内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るために

広報活動や租税教育などの支援活動を実施

善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないよう、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施



# 滞納対策

～滞納の未然防止・整理促進への取組み～

チラシ・ホームページ、租税教育、納税折衝等  
を通じた納税思想の普及

コンビニ、クレジットカード、P a y 払い等、  
納付手段の多様化による納税者の利便性向上

大口、悪質滞納、処理困難事案に対する厳正な  
対応

新規滞納事案をはじめとした滞納事案に対す  
る組織的な対応

差押、換価手続の効率化

滞納の  
未然防止

滞納の  
整理促進

# 滞納対策 ～税を考える週間～

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な未来のために **地方税**

地方税は 持続可能な未来を支えるために 役立てられています



地方税共同機構・総務省 お問い合わせは、都道府県・市区町村の税務担当課まで 地方税共同機構 <https://www.lta.go.jp> 総務省 <https://www.soumu.go.jp>

税を考える週間 11月11日(金) ▶ 17日(木)



# 滞納対策 ～地方税お支払サイト～

令和5年  
4月から



があれば 地方税の  
お支払が便利・簡単に!!



スマホやパソコンでもお支払が可能です!!

納付書に「eLマーク」があれば  
地方税お支払サイトやスマホ決済アプリが利用できます。



24時間365日  
いつでもどこでも支払可能



さまざまなお支払方法から  
選択が可能  
※各種スマホ決済アプリからのお支払  
は、各社のアプリでの手続になります。



利用できるスマホ決済アプリは  
地方税お支払サイトでご確認  
ください

LTA 地方税共同機構  
LOCAL TAX AGENCY

詳しくはこちら

地方税お支払サイト

(利用者向けホームページ)  
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



QRコードは楽天アンソニーウェブの登録商標です

## よくあるご質問 Q & A

1

Q どのような支払方法が利用できますか?



A 地方税お支払サイトでは ●クレジットカード払い ●インターネットバンキング ●口座振替 等を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払も利用できます。 ※口座振替は、事前にeLTAXの利用者登録と口座情報登録が必要です。



2

Q 支払の前に何か準備は必要ですか?



A 特別な準備は必要ありません。お手元に納付書を用意して、地方税お支払サイトへアクセスしてください。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取ってお支払ください。

3

Q どのような納付書が利用できますか?



A お手持ちの納付書に「eLマーク」の記載がある納付書が利用できます。 ※なお、「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。



4

Q いつ利用できますか?



A 地方税お支払サイトは、24時間365日利用できます。 ※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。 ※いずれもシステムのメンテナンス時間を除きます。

5

Q どのような税目で利用できますか?



A 固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割で利用できます。その他税目については自治体により異なりますので、詳しくは納付書の送付元にお問合わせください。

詳しくはホームページをご覧ください。



<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイト 検索



# 滞納対策

～悪質滞納者等に対する厳正な対応～

## ◎ 適時の財産調査・捜索の実施

**<質問検査権>** 滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき、その必要と認められる範囲内において、徴税吏員が滞納者等に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる権限。

**<捜索>** 徴税吏員が、滞納処分のため差押えるべき財産の発見又は差押えた財産の引揚げ等をするため滞納者等の物又は住居等について行う強制処分。

## 愛知県の徴税吏員

愛知県総務局財務部税務課及び県税事務所に勤務を命ぜられた愛知県職員は、次の第1号及び第2号に掲げる事務を委任されたものとし、同じく第3号に掲げる事務を行う徴税吏員として指定されたものとする。

- 1 県税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の賦課徴収に関する調査のための質問、検査又は提示若しくは提出の要求
- 2 徴収金の徴収
- 3 徴収金の滞納処分としての財産の捜索又は差押え及び財産の差押えのための質問又は検査

# 滞納対策

～悪質滞納者等に対する厳正な対応～

## ◎ 差押え・公売などの滞納処分を厳正・的確に実施

<差押え> 地方団体等が滞納者等の特定の財産について法律上又は事実上の処分を禁止し、これを換価できる状態におく強制処分。

<換価> 差押えに係る税を徴収するため、差押えた財産を強制的に金銭に換える処分。この処分には、動産等の売却（公売）と債権等の取立てとがある。

### (銀行預金)

債務者	住(居)所	名古屋市中区〇〇〇〇	氏名	株式会社甲銀行
差 押 債 権	上記滞納者(債権者)が債務者に対して有する下記預金及びこの債権差押通知書送達の日までの約定利息に対する払戻請求権。 なお、差押え後の利息を含む。			
	記			
	1 取扱店名	株式会社甲銀行乙支店		
2 普通預金	口座番号191-1532768		1,000,000円	
履行期限	即時			

### (給与)

債務者	住(居)所	名古屋市中区〇〇〇〇	氏名	株式会社甲山工業
差 押 債 権	債務者が滞納者(債権者)に支払うべき ××年5月分以降の毎月の給料(扶養手当、超過勤務手当、宿日直手当等を含む。)のうち、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権。 ただし、上記滞納金額に満つるまで。			
	履行期限	毎月の給料等の支給日		

# 滞納対策

～差押え対象財産～

## 1 財産が国税徴収法施行地内にあること

- 滞納者が国内に所有している財産

## 2 財産が滞納者に帰属していること

- 滞納者に帰属している財産（名義、所持者は問わない）

## 3 財産が金銭的価値を有すること

- 差押えて換価し、その代金をもって滞納県税にあてることができる財産

## 4 財産が譲渡又は取立てできるものであること

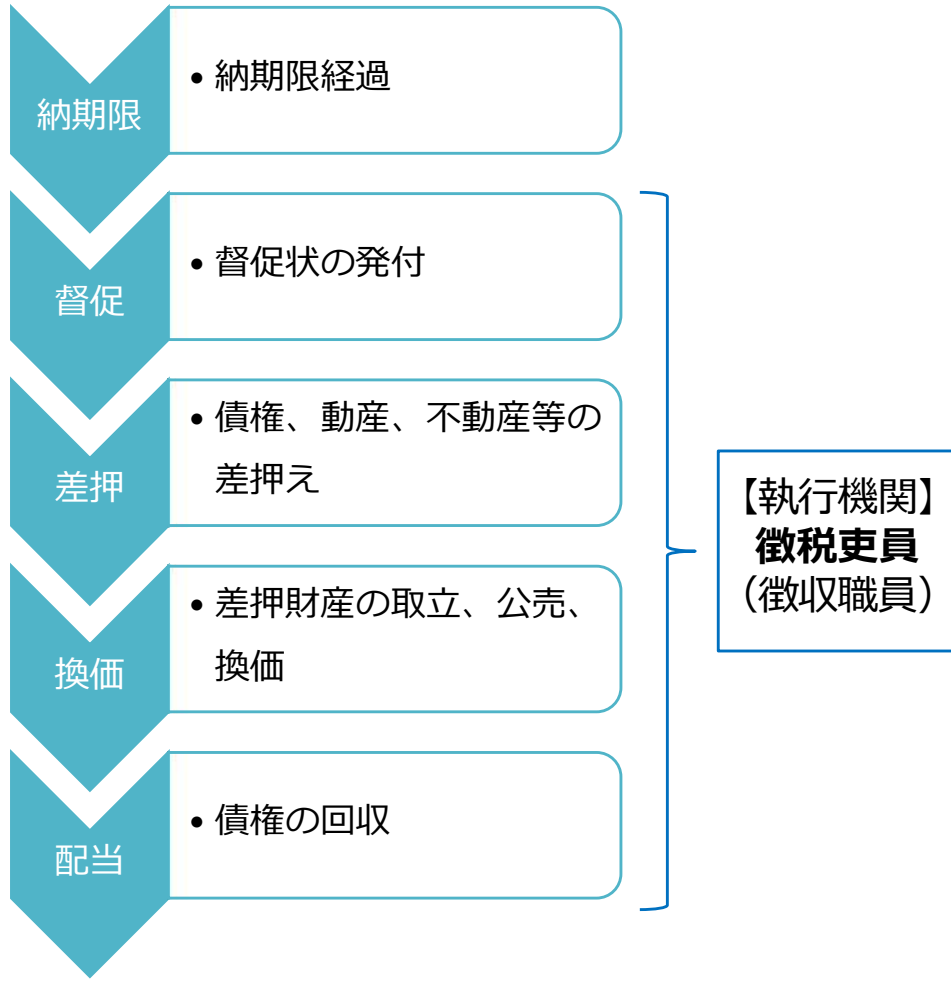
- 売却又は取立てのいずれかで換価できる財産

## 5 財産が差押禁止財産でないこと

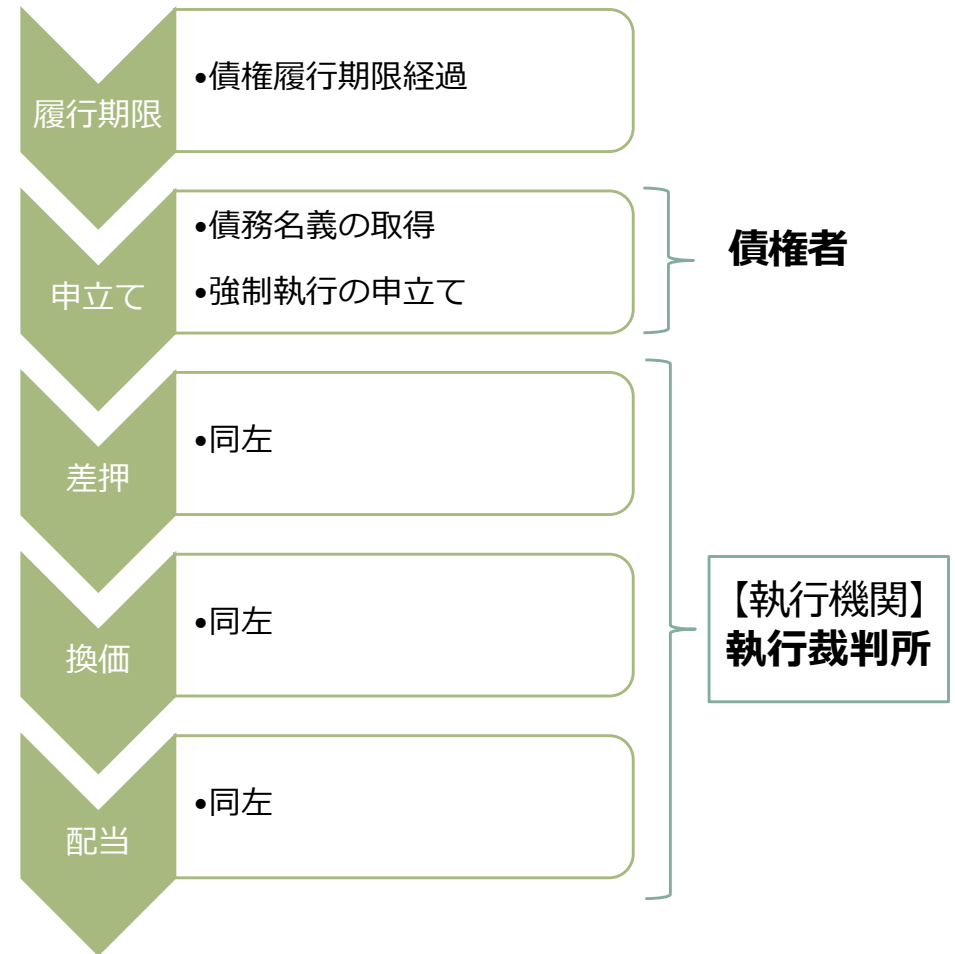
- 滞納者の生活の維持への配慮、精神的安寧の尊重

# 滞納対策 ～自力執行権～

## 国税徴収法



## 民事執行法



滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（滞調法）

# 滞納対策

～愛知県における徴収強化策～

## 徴収職員研修

- ・ 新規徴収職員研修（前期・中期・後期）
- ・ 徴収実務研修
- ・ 徴収スキルアップ研修（中堅職員、管理者）

## 特別滞納整理室の設置

- ・ 徴収のエキスパートを集めた部署の設置
- ・ 高額事案、困難事案、広域事案の滞納整理
- ・ 県税事務所、市町村の支援

## 個人県民税対策

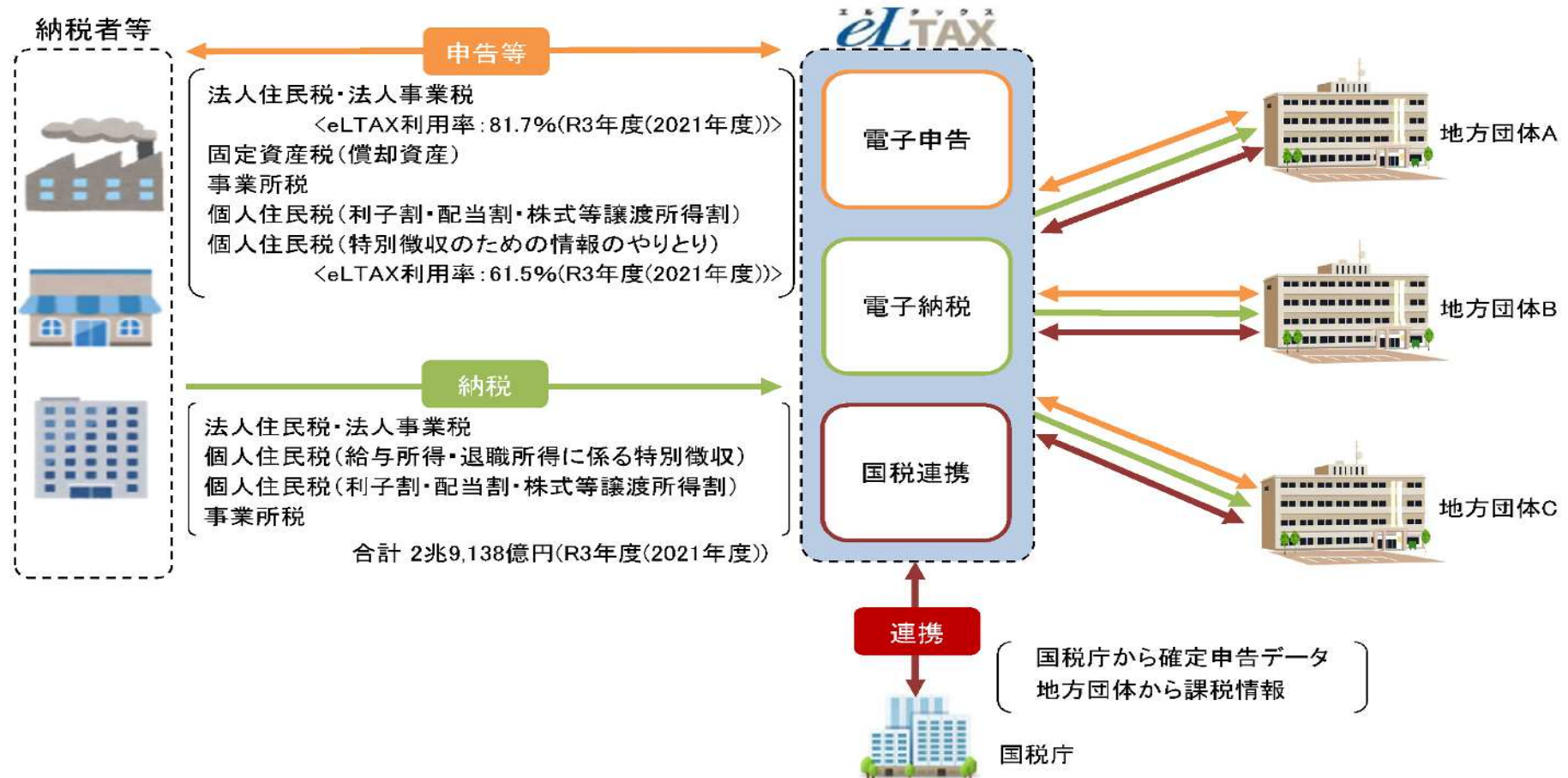
- ・ 地方税法第48条に基づく県による直接徴収
- ・ 県と市町村の税務職員交流制度による職員派遣
- ・ 市町村税徴収支援アドバイザーを県税事務所に配置
- ・ 愛知県地方税滞納整理機構の設置（2011.4～2020.3）
- ・ 個人住民税の特別徴収の推進（2012.7～2022.3）

# ICTを活用した取組み ～申告・申請・納税の電子化～

## eLTAX(エルタックス)について

第1回検討会資料

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。



# ICTを活用した取組み ～目指すべき将来像～

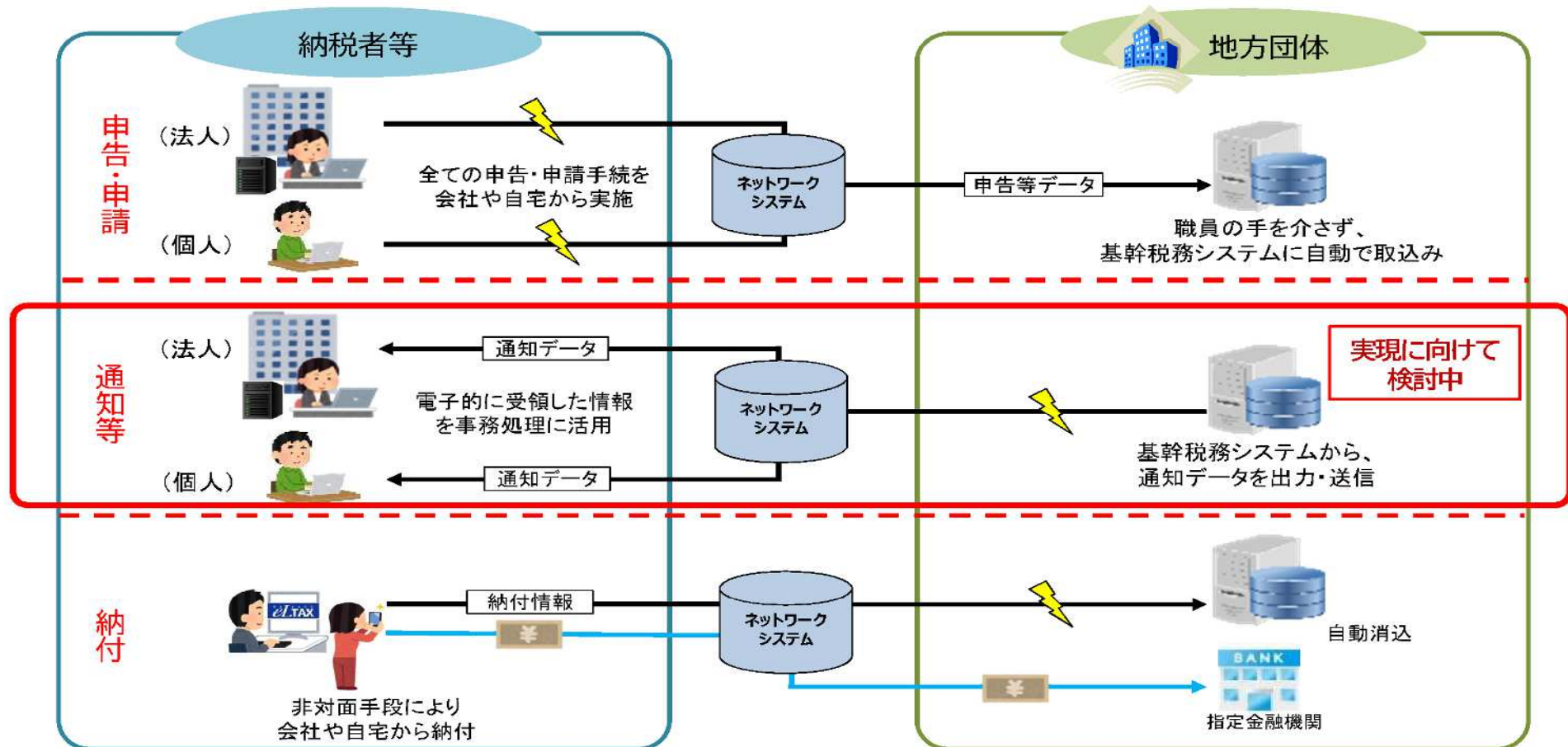
## 地方税務手続のオンライン化に係る「目指すべき将来像」

第1回検討会資料

○ 納税者と地方団体との間のあらゆる手続についてオンラインで行うことを可能とし、双方において、電子的に受信した情報の事務処理での活用を可能とするなど地方税務手続の「デジタル完結」を目指す。

※ ニーズが高い手続について先行・集中的に議論し、早期のデジタル化実現を目指す。その他手続についても、並行して実現を検討。

※ 納税者（高齢者、小規模企業等）の実情を考慮すると、デジタル化実現後も当分の間は、紙による手続を選択する者への対応も必要ではないか。



# I C Tを活用した取組み

## ～ I C Tを活用した滞納対策～

増加する外国人  
滞納者への対応

- ▶ 多言語タブレットを活用した納税相談
- ▶ Q Rコード（QR Translator）を活用した催告

滞納整理の効率化

- ▶ 預貯金調査の電子化
- ▶ インターネット公売

複雑化する  
税制への対応

- ▶ A Iチャットボットによる問合せ対応
- ▶ 税基幹システムの刷新



# ICTを活用した取組み ～インターネット公売～



## 公売会場での公売



買受申込者

### ICTの活用



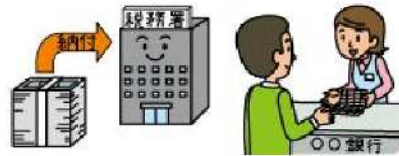
広報誌で確認

### 公売への参加



公売会場に出向いて参加

### 公売保証金の納付



現金で納付

## 「インターネット公売」



買受申込者

パソコンを通じて

- ▶ 期間中はいつでも参加可能
- ▶ 公売保証金は、クレジットカードによる納付が可能

### <過去にインターネット公売に出品された財産>



# 最後に

～あいち行革プラン2020 後半期の取組～

## 1 県税収入の確保

租税負担の公平と財源の確保を目指して、適切な徴収に努める。

収入未済圧縮を推進するため、市町村の徴収支援を行うとともに、県が自ら徴収する税目についても、適切に取り組む。

## 2 地方税務手続のデジタル化

e L T A X（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大する。

## 3 ICTを活用した納税者の利便性の向上と課税・徴税事務の効率化

納税者の利便性の向上及び課税・徴税事務の効率化を図るため、AIチャットボットや家屋評価システムの導入など、ICTを活用した事務を推進する。

## 4 県税事務に係る人材育成の推進

年々複雑化する地方税制度や県税担当職員の税務経験の減少などの環境の変化を踏まえ、税務スキルの伝承と組織対応力の維持・向上を図るため、経験年数に応じた研修等を拡充し、より専門性の高い県税担当職員を育成する。

## <参考>

国税庁「税の学習コーナー」

<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/index.htm>

国税庁「令和4年度税を考える週間 講演会・説明会資料」

[https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/week/slide\\_full/slide.htm](https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/week/slide_full/slide.htm)

財務省「もっと知りたい税のこと」

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei0507\\_pdf/index.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei0507_pdf/index.html)

総務省「やさしい地方税」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/150790\\_01.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_01.html)

地方税共同機構「令和4年度（2022年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」

<https://www.lta.go.jp/news/06523>

愛知県「県税のあらまし」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/aramashi.html>